

登録肥料の有効期間の満了、法人の解散、生産事業の廃止、他の都道府県に移転、保証成分量等の変更等の場合は、本届出書により廃止の届出をします。

## 【記載例】

## 肥料登録失効届

持参日または投函日  
を記入します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあつては住民票に記載のとおり、

法人にあつては登記簿に記載のとおりご記入ください。

任意組織の名称等は記入しないでください。

住所 **千葉市緑区大金沢町941番地1**

(電話番号 **043-291-1875**)

(FAX番号 **043-291-1876**)

氏名 **千葉 太郎**

令和〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したため、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項)の規定により登録証を添えて届け出ます。

有効期間満了の場合、当該肥料の有効期間満了日の翌日の日付をご記入ください。満了前に生産廃止する場合は、生産を廃止した日付をご記入ください。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
<b>千葉県第〇〇〇〇号</b>	<b>混合有機質肥料</b>	<b>混合有機肥料232号</b>

↑

上記日付にて有効期間の満了により失効する全ての肥料(但し千葉県知事登録の普通肥料に限る)を列举願います。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。登録証原本も添付ください。

なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。